

2022年7月29日

各位

会社名 株式会社ダイオース
代表者 代表取締役社長 大久保真一
(コード番号：4653 東証プライム)
問合せ先 執行役員管理本部長 稲垣賢一
(TEL：03-5220-1122)
(E-mail：k.inagaki@daiohs.com)

2022年3月期有価証券報告書の提出期限延長（再延長）に係る 承認申請書提出に関するお知らせ

当社は、2022年7月29日付で、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の2第1項に規定する有価証券報告書の提出期限延長（再延長）に係る承認申請書を関東財務局へ提出することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 対象となる四半期報告書

第54期（2022年3月期）有価証券報告書（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

2. 延長前の提出期限

2022年7月29日

（注）本来の法定提出期限は2022年6月30日ですが、同日付で公表しました「2022年3月期有価証券報告書の提出期限延長申請に係る承認のお知らせ」でお知らせしましたとおり、同日付で関東財務局から提出期限を7月29日とする承認をいただいております。

3. 延長が承認された場合の提出期限

2022年8月31日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社は、2022年7月28日付で公表しました「連結子会社において発生した疑義に係る社内調査の経過に関するお知らせ」でお知らせいたしました通り、連結子会社 Daiohs U.S.A., Inc.（以下、「米国子会社」という。）において発生した有形固定資産残高と減損判定結果に対する疑義に係る社内調査の過程で、固定資産残高の突合作業がこれまで行われていなかったこと、米国子会社では固定資産残高の差異を2021年3月期末より以前から把握しながらその重要性の認識を欠いていたため当社および監査人に対す

る報告が行われてこなかったこと、固定資産管理システムの仕様上過去のデータを参照できないにも関わらずバックアップが保存されていないこと、固定資産の中で大きな割合を占めるコーヒーブリューワーや浄水サーバー等の資産について、顧客先に貸し出している資産の適切な台数管理が一部拠点において行われていなかったこと、などの事象が判明しました。

これらの事象を踏まえて会計監査人である三優監査法人と協議を行った結果、追加的な手続として過去に遡ってシステム処理の突合、修正を行っていく作業とともに有形固定資産実査が必要となりましたため、外部専門家を登用し、可及的速やかに固定資産残高の差異原因を分析するとともに会計上の誤謬を特定するための作業を進めることとなりました。具体的な作業として、会計システムの数値が間違いないという裏付けを取るために、8月1日以降9日間かけて米国子会社全65支店のうち約40支店で顧客先に設置している資産の実査及びサンプルテストを行います。その後、当社による資料チェック及び開示資料の作成並びに監査人（三優監査法人及び米国子会社の監査人である Century CPA&CO）による監査を受けるのに2週間程度要するため、有価証券報告書の提出は8月31日になる見込みです。

以上のとおり、当社は2022年7月29日までに有価証券報告書を提出すべく作業を進めてまいりましたが、有価証券報告書の作成並びに三優監査法人による監査手続を同日までに完了することが困難であるとの判断に至りましたため、やむなく提出期限の延長申請（再延長）を行うことといたしました。

5. 今後の見通し

この度の提出期限延長（再延長）に係る申請が承認された場合には、速やかに開示いたします。

株主の皆様には、多大なご迷惑とご心配をお掛けしますことを深くお詫び申し上げます。

以上